

橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例

平成 11 年 3 月 31 日

条 例 第 8 号

改正	平成 12 年 3 月 1 日条例第 2 号	平成 12 年 12 月 22 日条例第 4 号
	平成 13 年 2 月 26 日条例第 2 号	平成 14 年 2 月 27 日条例第 1 号
	平成 15 年 2 月 28 日条例第 1 号	平成 15 年 12 月 16 日条例第 2 号
	平成 17 年 12 月 9 日条例第 6 号	平成 18 年 3 月 31 日条例第 2 号
	平成 19 年 3 月 29 日条例第 2 号	平成 19 年 12 月 28 日条例第 6 号
	平成 21 年 5 月 29 日条例第 6 号	平成 21 年 11 月 27 日条例第 7 号
	平成 22 年 11 月 30 日条例第 5 号	平成 23 年 2 月 16 日条例第 3 号
	平成 23 年 11 月 30 日条例第 4 号	平成 24 年 2 月 16 日条例第 1 号
	平成 25 年 3 月 26 日条例第 3 号	平成 26 年 11 月 27 日条例第 1 号
	平成 27 年 1 月 30 日条例第 1 号	平成 28 年 3 月 11 日条例第 1 号
	平成 29 年 2 月 22 日条例第 2 号	平成 30 年 2 月 28 日条例第 2 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 給与

第 1 節 給料（第 7 条—第 12 条）

第 2 節 手当（第 13 条—第 28 条）

第 3 節 補則（第 29 条—第 31 条）

第 3 章 雑則（第 32 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の給与について定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において「職員」とは、地方公務員法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員をいう。

（職員の給与を受ける権利）

第3条 職員は、この条例の定めるところにより給与を受ける権利を有する。

2 職員が死亡した場合において、その者に支払うべき給与でまだ支払っていないものがあるときは、その支払っていない給与を受ける権利は、その遺族が承継する。

(重複給与の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者が、職員の職を兼ねる場合には、その兼ねる職の職員として受けるべき給与は、法令に別段の定めがあるもののほか、支給しない。

(1) 職員

(2) 地方公務員法第3条第3項に規定する特別職に属する者

(給与からの減額)

第5条 職員が橋本周辺広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成11年条例第7号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)中勤務しないときは、次に掲げる期間を除き、その勤務しない時間1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(1) 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務条件の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)の場合 その日

(2) 勤務時間条例第12条に規定する年次有給休暇、勤務時間条例第13条に規定する病気休暇及び勤務時間条例第14条に規定する特別休暇の場合 その休暇の期間

(3) 前2号に掲げる場合のほか、職員に支給すべき給与の額から控除しないことについて正当な事由があるものとして任命権者が定める場合 その定める期間

(勤務1時間当たりの給与額)

第6条 前条、第17条及び第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じこれを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第9条に規定する休日に係る勤務時間数を減じたもので除した額とする。

第2章 給与

第1節 給料

(給料)

第7条 職員には、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として給料を支給する。

(給料表等)

第8条 給料は、行政職給料表(別表第1)によるものとする。

2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、非常勤の職員以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表(別表第2)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして規則で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

4 任命権者は、前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

5 任命権者は、第3項の基準に従い、かつ、前項の定数の範囲内で職員の職を給料表に定める職務の級のいずれかに決定しなければならない。

(初任給、昇格及び降格の基準)

第9条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任級の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。

3 職員の昇格(職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。)及び降格(職員の職務の級をその下位の級に変更することをいう。)の基準は、規則で定める。

(昇給の基準)

第 10 条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前 1 年間に於けるその者の勤務成績に於じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号級数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号級数を 4 号給（その職務の級が 5 級以上であるものにあつては、3 号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55 歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号給（その職務の級が 5 級以上であるものにあつては、3 号給）」とあるのは、「2 号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級に於ける最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行われなければならない。

6 前 5 項に規定するもののほか、職員の昇給に於し必要な事項は、規則で定める。

（給料の調整額）

第 11 条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤勞の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤勞条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に於し適当でないときは、その特殊性に於つき規則で定めるところにより、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前に於ける給料月額の 100 分の 25 を超えてはならない。

（給料の支給）

第 12 条 給料は、月の初日から末日までの期間に於てその月額的全額を支給する。

2 給料は職員からの申出により、口座振替の方法により支給することができる。

3 管理者は、地方公務員法第 25 条第 2 項及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 24 条の規定により職員に給料を支給する際、その給料から福利厚生に於するものについて控除することができる。

4 給料の支給日は、第 1 項の期間内のうち、規則で定める日とする。

5 新たに職員となつた者にはその日から給料を支給し、給料額に異動を生じ

た者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日、再び職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

6 職員が離職したときはその日まで、死亡したときはその月まで給料を支給する。

7 前2項の規定により給料を支給する場合であって月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

第2節 手当

第13条 職員には給料のほか、この節の定めるところに従って次の手当を支給する。

- (1) 扶養手当
 - (2) 通勤手当
 - (3) 特殊勤務手当
 - (4) 時間外勤務手当
 - (5) 夜間勤務手当
 - (6) 期末手当
 - (7) 勤勉手当
 - (8) 管理職手当
 - (9) 退職手当
 - (10) 住居手当
 - (11) 地域手当
- (扶養手当)

第14条 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に、扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、

その事実が生じた日の属する月の翌日（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員支給単位期間につき、規則で定めるところによ

り算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離が（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員

28,000 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員
29,800 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,600 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前 2 号に定める額（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月額を乗じて得た額）、第 1 号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

5 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1 箇月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は規則で定める。

（特殊勤務手当）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する職員には、特殊勤務手当を支給することができる。

(1) ボイラー・タービン主任技術者として、ボイラー・タービンの維持管理に従事する職員

(2) 焼却炉内での作業に従事する職員

2 特殊勤務手当の額は、前項第 1 号及び第 2 号の職員については勤務 1 日につき 250 円とする。ただし、前項第 2 号の規定は、同項第 1 号に規定する職員には適用しない。

（時間外勤務手当）

第 17 条 正規の勤務時間を超えて、勤務することを命ぜられた職員及び祝日法

による休日等（勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、別に定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で任命権者が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次号に定める日を除く）における勤務
- (2) 祝日法による休日等及び年末年始の休日等の正規の勤務時間中における勤務
- (3) 前2号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で任命権者が定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、

前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 6 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から第 1 項に規定する任命権者が定める割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（夜間勤務手当）

第 18 条 正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき第 6 条に定める勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

2 常時前項に規定する勤務に従事する必要がある職員については、特にその手当額の月額をもってこれを支給することができる。

（超過勤務手当の支給取扱）

第 19 条 超過勤務手当の支給基礎となる勤務時間数は、当該月分をそれぞれ支給率の異なる部分ごとに各別に計算した時間数によって計算するものとし、この場合において 1 時間未満の端数が生じたときは、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てて計算するものとする。

（期末手当）

第 20 条 期末手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下この条から第 22 条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第 23 条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定より失職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、1 2 月に支給する場合には 100 分の 137.5 を乗じて得た額に基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 箇月 100 分の 100

- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
 - (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
 - (4) 3 箇月未満 100 分の 30
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額の合計額とする。
- 4 行政職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 15 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

（期末手当の支給制限）

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員（同法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。）
- (3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差止め）

第 22 条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、

当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 5 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から徴収した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
 - 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を橋本周辺広域市町村圏組合公告式条例（平成 11 年条例第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して 2 週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
 - 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
 - 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係

る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項について同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及び地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において、職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第20条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第23条第3項」と読み替

えるものとする。

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第23条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（管理職手当）

第24条 管理又は監督の地位にある職員には、その職務の特殊性に基づき管理職手当を支給することができる。

- 2 管理職手当の支給範囲、手当の額等、基準については規則で定める。

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第25条 第17条及び第18条の規定は、前条に規定する職員に適用しない。

（退職手当）

第26条 職員が退職した場合には、その者（死亡による離職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。

- 2 退職手当の基準は、別に定める。

（住居手当）

第27条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

（地域手当）

第28条 給料の支給を受ける職員に対しては、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第3節 補則

(休職者の給与)

第29条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、その者に給与の全額を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び特例一時金の100分の80を支給することができる。

4 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、扶養手当及び特例一時金のそれぞれの100分の60以内を支給することができる。

5 休職にされた職員には、前各項に規定する給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(停職者の給与)

第30条 地方公務員法第29条第1項の規定によって停職にされた職員には、その停職期間中、いかなる給与も支給しない。

(臨時職員等の給与)

第31条 地方公務員法第22条の規定に基づく臨時的任用職員及び非常勤職員には任命権者が給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

第3章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、平成11年3月1日から適用する。

(平成21年6月に支給する期末手当の特例措置)

2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは、「100分の125」とする。

(平成21年6月に支給する勤勉手当の特例措置)

3 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第23条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは、「100分の70」とする。

附 則 (平成12年3月1日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月22日条例第4号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は平成12年4月1日から適用する。

(期末手当及び勤勉手当の額の特例)

3 平成12年12月に改正前の橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第20条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第20条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その超える額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当に加算した額とする。

4 平成12年12月に改正前の条例第23条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の条例第23条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その超える額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

5 前2項の規定の適用を受けた者の平成13年3月の期末手当の額は、改正後の条例第20条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者に支給されることとなる期末手当の額から前2項の規定に基づいて加算して支給された額に相当する額を控除した額とする。

(給与の内払)

6 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基

づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 7 附則第3項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成14年2月27日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成13年4月1日から適用する。

(期末手当の額の特例)

- 3 平成13年12月に改正前橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第20条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第20条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その超える額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 4 前項の規定の適用を受けた者の平成14年3月の期末手当の額は、改正後の条例第20条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者に支給されることとなる期末手当の額から前項の規定に基づいて加算して支給された額に相当する額を控除した額とする。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 6 附則第3項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成15年2月28日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号級を超える給料月額等の切替え等)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の基礎)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の橋本周辺広域市町村圏組合の職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成15年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第20条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成15年3月1日(期末手当について改正後の条例第20条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支

給される給与のうち給料、初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

- (2) 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額（継続在職期間内において附則第2項に規定する給料月額をうけていた期間がある職員にあっては、当該期間について規則で定める給料月額）並びに改正後の条例の規定による初任給調整手当及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

（平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置）

- 6 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の条例第20条第2項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同条例第20条第2項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同条例第20条第2項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同条例第20条第2項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同条例第20条第2項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

（規則への委任）

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成15年12月16日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

（職務の級における最高の号級を超える給料月額等の切替え等）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にす

る異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の給与条例第20条第2項の規定にかかわらず、この規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員がうけるべき給料、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までに期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数)を乗じて得た額

- (2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

(規則への委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成17年12月9日条例第9号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。
(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切り替え等)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級に

における最高号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第20条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき給料、扶養手当、調整手当、住居手当、及び管理職手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

(規則への委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要

な事項は、規則で定める。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
（特定の職務の級の切替え）
- 2 平成 18 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附表別表第 1 に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。
（号給の切替え）
- 3 切替日の前日において一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（任命権者の定める職員にあつては、任命権者の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附表別表第 2 に定める号給とする。
（職務の級における最高の号給を超える給料月額切替え）
- 4 切替日の前日において給与条例別表の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、規則で定める。
（切替日前の異動者の号給）
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び任命権者の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（職員が受けていた号給等の基礎）
- 6 附則第 2 項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びそのものが受けていた号給又は給料月額は、この条例の規定による改正前の給料条例及びこれに基づく規則に従って定められたものでなければならない。
（平成 22 年 3 月 31 日までの間における給与条例の適用に関する特例）
- 7 平成 22 年 3 月 31 日までの間における次の表左欄に掲げる給与条例の規定

の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第10条第2項	4号級	3号級
	3号級	2号級
第10条第3項	4号級	3号級
	3号級	2号級
	2号級	1号級

(規則への委任)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表第1 職務の級の切替表 (附則第2項関係)

給料表	旧級	新級
行政職給料表 (一)	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級

附則別表第2 職務の級の切替表 (附則第3項関係)

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧 級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級

1	3月未滿		2 5	1	1	5	1	1
	3月以上6月未滿		2 5	2	1	6	1	1
	6月以上9月未滿		2 5	3	1	7	1	1
	9月以上12月未滿		2 5	4	1	8	1	1
	12月以上		2 5	5	1	9	1	1
2	3月未滿	1	2 5	5	1	9	1	1
	3月以上6月未滿	2	2 6	6	2	1 0	1	1
	6月以上9月未滿	3	2 7	7	3	1 1	1	1
	9月以上12月未滿	4	2 8	8	4	1 2	1	1
	12月以上	5	2 9	9	5	1 3	1	1
3	3月未滿	5	2 9	9	5	1 3	1	1
	3月以上6月未滿	6	3 0	1 0	6	1 4	2	1
	6月以上9月未滿	7	3 1	1 1	7	1 5	3	1
	9月以上12月未滿	8	3 2	1 2	8	1 6	4	1
	12月以上	9	3 3	1 3	9	1 7	5	1
4	3月未滿	9	3 3	1 3	9	1 7	5	1
	3月以上6月未滿	1 0	3 4	1 4	1 0	1 8	6	2
	6月以上9月未滿	1 1	3 5	1 5	1 1	1 9	7	3
	9月以上12月未滿	1 2	3 6	1 6	1 2	2 0	8	4
	12月以上	1 3	3 7	1 7	1 3	2 1	9	5
5	3月未滿	1 3	3 7	1 7	1 3	2 1	9	5
	3月以上6月未滿	1 4	3 8	1 8	1 4	2 2	1 0	6
	6月以上9月未滿	1 5	3 9	1 9	1 5	2 3	1 1	7
	9月以上12月未滿	1 6	4 0	2 0	1 6	2 4	1 2	8
	12月以上	1 7	4 1	2 1	1 7	2 5	1 3	9
6	3月未滿	1 7	4 1	2 1	1 7	2 5	1 3	9
	3月以上6月未滿	1 8	4 2	2 2	1 8	2 6	1 4	1 0
	6月以上9月未滿	1 9	4 3	2 3	1 9	2 7	1 5	1 1
	9月以上12月未滿	2 0	4 4	2 4	2 0	2 8	1 6	1 2

	12 月以上	2 1	4 5	2 5	2 1	2 9	1 7	1 3
7	3 月未滿	2 1	4 5	2 5	2 1	2 9	1 7	1 3
	3 月以上 6 月未滿	2 2	4 6	2 6	2 2	3 0	1 8	1 4
	6 月以上 9 月未滿	2 3	4 7	2 7	2 3	3 1	1 9	1 5
	9 月以上 12 月未滿	2 4	4 8	2 8	2 4	3 2	2 0	1 6
	12 月以上	2 5	4 9	2 9	2 5	3 3	2 1	1 7
8	3 月未滿	2 5	4 9	2 9	2 5	3 3	2 1	1 7
	3 月以上 6 月未滿	2 6	5 0	3 0	2 6	3 4	2 2	1 8
	6 月以上 9 月未滿	2 7	5 1	3 1	2 7	3 5	2 3	1 9
	9 月以上 12 月未滿	2 8	5 2	3 2	2 8	3 6	2 4	2 0
	12 月以上	2 9	5 3	3 3	2 9	3 7	2 5	2 1
9	3 月未滿	2 9	5 3	3 3	2 9	3 7	2 5	2 1
	3 月以上 6 月未滿	2 9	5 4	3 4	3 0	3 8	2 6	2 2
	6 月以上 9 月未滿	3 0	5 5	3 5	3 1	3 9	2 7	2 3
	9 月以上 12 月未滿	3 0	5 6	3 6	3 2	4 0	2 8	2 4
	12 月以上	3 1	5 7	3 7	3 3	4 1	2 9	2 5
1 0	3 月未滿	3 1	5 7	3 7	3 3	4 1	2 9	2 5
	3 月以上 6 月未滿	3 1	5 8	3 8	3 4	4 2	3 0	2 6
	6 月以上 9 月未滿	3 2	5 9	3 9	3 5	4 3	3 1	2 7
	9 月以上 12 月未滿	3 2	6 0	4 0	3 6	4 4	3 2	2 8
	12 月以上	3 3	6 1	4 1	3 7	4 5	3 3	2 9
1 1	3 月未滿	3 3	6 1	4 1	3 7	4 5	3 3	2 9
	3 月以上 6 月未滿	3 3	6 2	4 2	3 8	4 6	3 4	3 0
	6 月以上 9 月未滿	3 3	6 3	4 3	3 9	4 7	3 5	3 1
	9 月以上 12 月未滿	3 4	6 4	4 4	4 0	4 8	3 6	3 2
	12 月以上	3 4	6 5	4 5	4 1	4 9	3 7	3 3
1 2	3 月未滿	3 4	6 5	4 5	4 1	4 9	3 7	3 3
	3 月以上 6 月未滿	3 4	6 6	4 6	4 2	5 0	3 8	3 4
	6 月以上 9 月未滿	3 5	6 7	4 7	4 3	5 1	3 9	3 5

	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53
17	3月未滿	40	85	65	57	69	57	53
	3月以上6月未滿	40	86	66	57	70	58	54
	6月以上9月未滿	40	87	67	58	71	59	55
	9月以上12月未滿	40	88	68	58	72	60	56
	12月以上	40	89	69	59	73	61	57
18	3月未滿	40	89	69	59	73	61	57
	3月以上6月未滿	40	90	70	59	74	62	58

	6 月以上 9 月未滿	4 0	9 1	7 1	6 0	7 5	6 3	5 9
	9 月以上 12 月未滿	4 0	9 2	7 2	6 0	7 6	6 4	6 0
	12 月以上	4 0	9 3	7 3	6 1	7 7	6 5	6 1
1 9	3 月未滿		9 3	7 3	6 1	7 7	6 5	6 1
	3 月以上 6 月未滿		9 3	7 4	6 1	7 8	6 6	6 2
	6 月以上 9 月未滿		9 3	7 5	6 1	7 9	6 7	6 3
	9 月以上 12 月未滿		9 3	7 6	6 2	8 0	6 8	6 4
	12 月以上		9 3	7 7	6 2	8 1	6 9	6 5
2 0	3 月未滿			7 7	6 2	8 1	6 9	6 5
	3 月以上 6 月未滿			7 8	6 2	8 2	7 0	6 6
	6 月以上 9 月未滿			7 9	6 3	8 3	7 1	6 7
	9 月以上 12 月未滿			8 0	6 3	8 4	7 2	6 8
	12 月以上			8 1	6 3	8 5	7 3	6 9
2 1	3 月未滿			8 1	6 3	8 5	7 3	6 9
	3 月以上 6 月未滿			8 2	6 4	8 6	7 4	7 0
	6 月以上 9 月未滿			8 3	6 4	8 7	7 5	7 1
	9 月以上 12 月未滿			8 4	6 4	8 8	7 6	7 2
	12 月以上			8 5	6 5	8 9	7 7	7 3
2 2	3 月未滿			8 5	6 5	8 9	7 7	7 3
	3 月以上 6 月未滿			8 6	6 5	9 0	7 8	7 4
	6 月以上 9 月未滿			8 7	6 6	9 1	7 9	7 5
	9 月以上 12 月未滿			8 8	6 6	9 2	8 0	7 6
	12 月以上			8 9	6 7	9 3	8 1	7 7
2 3	3 月未滿			8 9	6 7	9 3	8 1	7 7
	3 月以上 6 月未滿			9 0	6 7	9 4	8 2	7 8
	6 月以上 9 月未滿			9 1	6 8	9 5	8 3	7 9
	9 月以上 12 月未滿			9 2	6 8	9 6	8 4	8 0
	12 月以上			9 3	6 9	9 7	8 5	8 1
2 4	3 月未滿			9 3	6 9	9 7	8 5	8 1

	3 月以上 6 月未滿			9 4	7 0	9 8	8 6	8 2
	6 月以上 9 月未滿			9 5	7 1	9 9	8 7	8 3
	9 月以上 12 月未滿			9 6	7 2	1 0 0	8 8	8 4
	12 月以上			9 7	7 3	1 0 1	8 9	8 5
2 5	3 月未滿			9 7	7 3	1 0 1	8 9	8 5
	3 月以上 6 月未滿			9 8	7 3	1 0 2	9 0	8 5
	6 月以上 9 月未滿			9 9	7 4	1 0 3	9 1	8 5
	9 月以上 12 月未滿			1 0 0	7 4	1 0 4	9 2	8 5
	12 月以上			1 0 1	7 5	1 0 5	9 3	8 5
2 6	3 月未滿			1 0 1	7 5	1 0 5	9 3	8 5
	3 月以上 6 月未滿			1 0 2	7 5	1 0 6	9 3	8 5
	6 月以上 9 月未滿			1 0 3	7 6	1 0 7	9 3	8 5
	9 月以上 12 月未滿			1 0 4	7 6	1 0 8	9 3	8 5
	12 月以上			1 0 5	7 7	1 0 9	9 3	8 5
2 7	3 月未滿			1 0 5	7 7		9 3	8 5
	3 月以上 6 月未滿			1 0 6	7 8		9 3	8 5
	6 月以上 9 月未滿			1 0 7	7 9		9 3	8 5
	9 月以上 12 月未滿			1 0 8	8 0		9 3	8 5
	12 月以上			1 0 9	8 1		9 3	8 5
2 8	3 月未滿			1 0 9	8 1			8 5
	3 月以上 6 月未滿			1 1 0	8 2			8 5
	6 月以上 9 月未滿			1 1 1	8 3			8 5
	9 月以上 12 月未滿			1 1 2	8 4			8 5
	12 月以上			1 1 3	8 5			8 5
2 9	3 月未滿							8 5
	3 月以上 6 月未滿							8 5
	6 月以上 9 月未滿							8 5
	9 月以上 12 月未滿							8 5
	12 月以上							8 5

附 則（平成 19 年 3 月 29 日条例第 2 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 28 日条例第 6 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 23 条第 2 項の規定は、同年 12 月 1 日から適用する。
（平成 19 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 3 平成 19 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第 1 条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、管理者の定めるところによる。（施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における異動者の号給の調整）
- 4 施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
（規則への委任）
- 6 前 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成 21 年 11 月 27 日条例第 7 号）

（施行期日等）

1 この条例は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与等に関する条例第 20 条第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成 21 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次に掲げる表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年 4 月 1 日に減額改正対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料の月額、扶養手当、地域手当、住居手当、7 及び管理職手当の月額の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表（一）	1 級	1 号給から 56 号給まで
	2 級	1 号給から 24 号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで

(2) 平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事

情を考慮して規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年4月1日における号給の調整)
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において給与条例第10条の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則(平成23年11月30日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

附 則(平成24年2月16日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年4月1日における号給の調整)
- 2 平成24年4月1日において42歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日、又は平成21年1月1日において給与条例第10条の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に次に定める号給を加えたものとする。

(1) 36歳に満たない職員 2号給の範囲内

(2) 36歳以上42歳に満たない職員 1号給の範囲内

附 則 (平成 25 年 3 月 26 日条例第 3 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 25 年 4 月 1 日における号給の調整)
- 2 平成 25 年 4 月 1 日において 31 歳以上 38 歳未満の職員 (同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。)のうち、平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日又は平成 21 年 1 月 1 日において給与条例第 10 条の規定により昇給した職員 (同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員を除く。) その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成 25 年 4 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に 1 号給の範囲内の号給を加えたものとする。

附 則 (平成 26 年 11 月 27 日条例第 1 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定 (橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例 (以下「給与条例」という。) 第 23 条第 2 項の改正規定を除く。附則第 4 項において同じ。) による改正後の給与条例 (附則第 4 項において「改正後の給与条例」という。) の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 3 平成 26 年 4 月 1 日 (以下「適用日」という。) 前に職務の級を異にして異動した職員及び任命権者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例を適用する場合においては、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成 27 年 1 月 30 日条例第 1 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び任命権者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)附則第4項の職務の級が6級である職員(以下「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第20条第4項(給与条例第23条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び附則第4項第2号から第4号までの規定の適用については、給与条例第20条第4項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年条例第1号)附則第3項の規定による給料の額との合計額」とする。

(規則への委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要

な事項は、規則で定める。

附 則（平成 28 年 3 月 11 日条例第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の橋本周辺広域市町村圏組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の橋本周辺広域市町村圏組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 1 号）附則第 3 項の規定に基づいて支給された給与を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成 29 年 2 月 22 日条例第 2 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例（以下「第 1 条改正後給与条例」という。）の規定（第 23 条第 2 項の規定を除く。）は平成 28 年 4 月 1 日から、同項の規定は同年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第 1 条改正後給与条例の規定を適用する場合には、改正前の橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第 1 条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例）

- 4 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条の規定による改正

後の給与条例第14条第3項、第5項及び第7項の規定の適用については、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項中「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

- 「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第7項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者

及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(規則への委任)

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成30年2月28日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の橋本周辺広域市町村圏組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の橋本周辺広域市町村圏組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第8条関係）

行政職給料表

（単位：円）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700

30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700

63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			

96		295, 200	343, 100			
97		295, 400	343, 200			
98		295, 700	343, 700			
99		296, 100	344, 100			
100		296, 500	344, 400			
101		296, 700	344, 700			
102		297, 000	345, 100			
103		297, 400	345, 500			
104		297, 700	345, 900			
105		297, 900	346, 400			
106		298, 200	346, 800			
107		298, 600	347, 200			
108		298, 900	347, 600			
109		299, 100	348, 100			
110		299, 500	348, 500			
111		299, 900	348, 800			
112		300, 200	349, 100			
113		300, 300	349, 600			
114		300, 600				
115		300, 900				
116		301, 300				
117		301, 500				
118		301, 700				
119		302, 000				
120		302, 300				
121		302, 700				
122		302, 900				
123		303, 200				
124		303, 500				
125		303, 800				

別表第2（第8条関係）

等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 主事補又は技師補の職務 2 主事又は技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	係長、主任又は主査の職務
4級	1 主幹、課長補佐又は副場長の職務 2 困難な業務を行う係長又は主任の職務
5級	1 次長、課長、参事、又は場長の職務 2 困難な業務を行う主幹、課長補佐又は副場長の職務
6級	1 事務局長の職務 2 困難な業務を行う次長、課長、参事又は場長の職務